

[事案 2024-321] 入院給付金支払請求

・令和7年12月19日 裁定終了

<事案の概要>

約款の支払事由に該当しないことを理由に、入院給付金が支払われなかったことを不服として、入院給付金の支払いを求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

令和6年7月から同年9月まで、自律神経失調症により入院したため、同年6月に契約した医療保険にもとづき入院給付金を請求したところ、約款の支払事由に該当しないことを理由に入院給付金が支払われなかった。しかし、以下の理由により、入院給付金を支払ってほしい。

(1)本入院は、入院加療が必要であるという医師の診断のもとに行ったものであり、毎日電気治療に専念していたので、約款上の入院に該当する。

(2)保険会社は、「入院時における体動不能などの重篤な症状は確認されず」と通知に記載していたが、約款に「体動不能での入院以外の場合に保険金は支払わない」との記載はなく、入院できるまで普通に生活している患者は現実的にいくらでもいる。

<保険会社の主張>

申立人には体動困難といった症状はなく、入院中に施行された検査および治療はいずれも外来で可能なものであり、特に電気治療は、日本全国の医療機関で幅広く実施されている処置であって、申立人が入院した病院でのみ施行可能な処置とは認められないことから、申立人の請求に応じることはできない。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、入院当時の状況等を確認するため、申立人に対して事情聴取を行った。また、独自に外部の専門医の意見を求め医学的判断の参考にした。

2. 裁定結果

上記手続の結果、申立人の請求は認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。